

高松高裁総第683号

令和3年11月1日

山中理司様

高松高等裁判所長官 秋吉仁美



司法行政文書開示通知書

10月4日付け（同月6日受付、高松高裁総第648号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

刑事事件の照会に対する対応について（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）及び公にすることにより裁判事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 電話087（851）1561

平成25年8月5日

刑事事件の照会に対する対応について

高松高等裁判所第1部申合せ

この申合せは、
一般人

からの刑事事件に関する種々の照会に対し、当庁の対応窓口及びその取扱いを確認するとともに、刑事訟廷係及び刑事立会係が対応する場合の運用基準と留意すべき事項を定めたものである。

第1 対応窓口

刑事立会係においては担当書記官が、刑事訟廷係においては訟廷係書記官等が、それぞれ主に対応することになるが、主任書記官、訟廷管理官等は必要に応じて適切な助言等をする。

なお、司法記者に対する対応は、高裁総務課の所管であり、対応窓口も総務課（総務課課長補佐（内線 [] ））であることに留意する。

第2 運用基準

別紙対応基準一覧表記載のとおりとする。

第3 留意すべき事項

1 回答期間

当審において控訴記録を保管しているまでの間（控訴審記録受領後、上告・確定等による記録発送まで）とする。ただし、事件確定の有無については、同期間経過後も回答可とする。

2 対応方法等

(1) 事件を特定した照会でない場合には、回答しない。

(2)

(3)

3

4

5 別紙対応基準一覧表に記載のない事項に関する照会については、訟廷管理官又は主任書記官等が対応する。

以 上

対 応 基 準 一 覧 表

(いずれの場合も事件を特定しての照会に限る。)